



熊本県公報

第 1 2 5 4 9 号

平成 28 年 8 月 30 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 熊本県公共工事請負契約約款の一部改正…………… (監理課) 1
- 臨時種畜証明書交付…………… (畜産課) 1
- 市房ダム堰堤改良 (仮設事務所賃貸借) 業務に係る一般競争入札の参加資格等…………… (河川課) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の事業の廃止…………… (社会福祉課) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の事業の休止…………… (//) 3
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の変更…………… (//) 3
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定…………… (//) 4
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 4
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 5
- ウイルス対策システム等用サーバ機器等の賃貸借に係る一般競争入札の落札者等の決定…………… (情報企画課) 5
- 市房ダム堰堤改良 (仮設事務所賃貸借) 業務に係る一般競争入札の実施…………… (河川課) 5
- 県が設置する公の施設における指定管理者の募集 (三角港波多マリーナ)…………… (港湾課) 9
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 10
- 有明海自動車航送船組合議会平成 28 年第 2 回定例会の招集…………… (有明海自動車航送船組合) 11
- 平成 28 年度第 1 回熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催…………… (熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 11
- 平成 28 年度熊本県環境審議会鳥獣部会の開催…………… (環境審議会鳥獣部会) 11

告 示

熊本県告示第 767 号

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。
平成 28 年 8 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款
熊本県公共工事請負契約約款 (平成 23 年熊本県告示第 349 号の 14) の一部を次のように改正する。

第 36 条に次のただし書を加える。

ただし、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成 29 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものについては、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

附 則

この約款は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

熊本県告示第 768 号

家畜改良増殖法 (昭和 25 年法律第 209 号) 第 4 条第 1 項第 2 号の種畜証明書を交付したので、同法第 8 条第 2 項の規定により公示する。

平成 28 年 8 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

検査日	種畜証明書番号	種畜の名号	品 種	検査成績	飼養者	検査場所
平成 28 年	11361025350	咲	褐毛和種	1 級	熊本県農	合志市

8 月 8 日 (月)					業 研 究 セ ン タ ー
	11501001206	福 栄 豊	褐 毛 和 種	1 級	熊 本 県 農 業 研 究 セ ン タ ー
	11361034116	栄 気	褐 毛 和 種	1 級	熊 本 県 農 業 研 究 セ ン タ ー
	11478319359	勝 隼 照	黒 毛 和 種	1 級	熊 本 県 農 業 研 究 セ ン タ ー

熊 本 県 告 示 第 7 6 9 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 2 8 年 8 月 3 0 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
市房ダム堰堤改良（仮設事務所賃貸借）業務
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2) の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 1
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成 2 8 年 9 月 1 3 日（火）午後 5 時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 3 0 年 1 0 月 1 日から平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊 本 県 告 示 第 7 7 0 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 2 8 年 8 月 3 0 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
---------	----------	-------

田尻医院	荒尾市大島町三丁目 8 - 2 0	平成 2 8 年 5 月 2 日
山村皮膚科医院	荒尾市大島字角田 1 3 3 - 5	平成 2 8 年 4 月 3 0 日
佐々木内科	天草市牛深町 2 0 6 1 - 2	平成 2 8 年 6 月 3 0 日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
平山新町調剤薬局	八代市平山新町字中道 4 4 7 7 - 3	平成 2 8 年 6 月 3 0 日
東洋調剤薬局本町	八代市本町 1 - 1 0 - 3 2	平成 2 8 年 4 月 3 0 日
杉原薬局小国店	阿蘇郡小国町大字宮原字下湯原 1 7 7 1 - 1	平成 2 8 年 6 月 3 0 日

熊本県告示第 7 7 1 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の休止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 2 8 年 8 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
土谷外科胃腸科医院	八代市迎町一丁目 4 号 1 6 番地	平成 2 8 年 5 月 2 3 日

熊本県告示第 7 7 2 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 2 8 年 8 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称及び所在地	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
うへの内科・胃腸内科 八代市本町三丁目 2 番 3 号	名 称		平成 2 8 年 6 月 2 0 日
	うへの胃腸科内科	うへの内科・胃腸内科	
	所 在 地		
	八代市本町二丁目 2 番 9 号	八代市本町三丁目 2 番 3 号	

(歯科)

医療機関の名称及び所在地	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
わたなべ歯科 菊池郡大津町室 7 0 1 - 1	所 在 地		平成 2 8 年 6 月 2 0 日
	菊池郡大津町大津 1 2 3 3 - 5	菊池郡大津町室 7 0 1 - 1	

(薬局)

医療機関の名称	変 更 事 項	変更年月日

及び所在地	旧	新	
ファーコス薬局 めろん 八代郡氷川町鹿 島 1 0 4 7	名 称		平成 2 8 年 6 月 1 日
	めろん薬局	ファーコス薬局めろ ん	

(訪問看護)

事業者の名称及 び所在地	医療機関の名 称及び所在地	変 更 事 項		変更年月日
		旧	新	
特定医療法人萬 生会 熊本市南区田迎 町田井島 2 2 4 番地	訪問看護ステ ーション光の 森 合志市幾久富 1 8 6 6 - 1 6 8 0	医療機関の所在地		平成 2 7 年 9 月 1 日
		菊池郡菊陽町光 の森 6 - 6 - 3	合志市幾久富 1 8 6 6 - 1 6 8 0	

熊 本 県 告 示 第 7 7 3 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 2 8 年 8 月 3 0 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
山村皮膚科医院	荒尾市大島字角田 1 3 3 - 5	平成 2 8 年 5 月 1 日
上村ぬくもり診療所	阿蘇郡南阿蘇村河陽 4 4 5 7 - 1	平成 2 8 年 7 月 1 5 日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ふくろ町薬局	八代市袋町 1 番 4 1 号	平成 2 8 年 4 月 1 日
平山新町調剤薬局	八代市平山新町 4 4 7 7 - 3	平成 2 8 年 7 月 1 日
下野中央薬局	阿蘇郡南阿蘇村大字下野 4 0 1 - 3	平成 2 8 年 7 月 2 5 日
陽だまり薬局	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽 4 4 5 7 - 3	平成 2 8 年 7 月 2 5 日
にこにこ薬局	阿蘇郡小国町宮原下湯原 1 7 7 1 - 1	平成 2 8 年 7 月 2 6 日

(訪問看護)

事業者の名称及び所在地	医療機関の名称及び所在地	指定年月日
株式会社 P L U N U R E 熊本市東区下江津五丁目 1 4 - 1 9	訪問看護ステーション C r u t o あまくさ 天草市本渡町広瀬 1 5 8 8 - 6 1	平成 2 8 年 5 月 1 日

熊 本 県 告 示 第 7 7 4 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により公示する。

平成 2 8 年 8 月 3 0 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
-------------	---------------------------	-------	-------	------------

とぼす 水俣市丸島町三 丁目 2 番 1 2 号	有限会社 峰村 水俣市陣内二丁目 4 番 1 1 号 峰村 直樹	平成 2 8 年 9 月 1 日	4350700078	指定放課後 等デイサー ビス
--------------------------------	---	---------------------	------------	----------------------

熊本県告示第 7 7 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 8 年 8 月 3 0 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 8 年 8 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	旭志鹿本線	菊池市七城町清水字屋敷 3 5 8 番 1 地先から 同所 3 6 0 番 1 地先まで	49.4	単道改

2 供用を開始する期日 平成 2 8 年 8 月 3 0 日

公 告

熊本県公告第 5 3 7 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「特定政令」という。）第 1 2 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 5 1 号）第 1 1 条の規定により、次のとおり公示する。

平成 2 8 年 8 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
ウイルス対策システム等用サーバ機器等の賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課業務システム改革支援班
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
- 落札者を決定した日
平成 2 8 年 7 月 7 日
- 落札者の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社 九州法人支店
福岡県福岡市博多区店屋町 1 番 3 5 号
- 落札金額
3 5, 0 4 1, 5 7 2 円（うち消費税及び地方消費税の額 3, 1 2 7, 5 7 2 円）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第 6 条に規定する公告を行った日
平成 2 8 年 5 月 2 7 日

熊本県公告第 5 3 8 号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 6 条の規定により次のとおり公告する。

平成 2 8 年 8 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 競争入札に付する事項
 - 業務（賃貸借）の名称
市房ダム堰堤改良（仮設事務所賃貸借）業務
 - 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県土木部河川港湾局河川課河川開発室（熊本県庁行政棟本館 1 2 階）
 - 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館 2 階）
 - 賃貸借物件の数量、規格・品質等

プレハブ（軽量鉄骨造）平屋建1棟 約185平方メートル
詳細は、「市房ダム堰堤改良（仮設事務所賃貸借）業務仕様書」による。

(5) 借入期間
平成29年3月1日から平成33年2月28日まで

(6) 納入期限
平成29年2月28日まで

(7) 納入場所
熊本県球磨郡水上村大字岩野地内（熊本県市房ダム管理所）

(8) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者 イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者 ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(9) 入札金額
入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積に当たっては、48月賃借料率で計算すること。なお、落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。

(10) 業務に係る仕様書特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和三十九年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。

(11) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。

また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容の変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間
公告の日から平成28年9月13日（火）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。

エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内までに必着とする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)及び(3)に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため競争入札参加資格確認申請書を提出すること。

(2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、電子入札システムにより提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

- と。
- (3) 提出期間
公告の日から平成28年9月27日（火）午後5時まで
- (4) 提出先
1 (3)に掲げる入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1 (2)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成28年9月27日（火）午後5時まで受け付ける。
- (2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1 (2)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成28年10月11日（火）まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成28年10月7日（金）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 平成28年10月11日（火）午前10時
- (イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県出納局管理調達課管理班
- (ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状を（ア）の日時に（イ）の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成28年10月7日（金）（必着）までに1 (3)に掲げる入札担当部局（熊本県出納局管理調達課管理班）へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、業務の名称を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員）のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札
- イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めたと入札
- ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (9) 入札保証金

- 免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（48月）を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 5(3)に掲げる期限
イ 提出場所 1(2)に掲げる発注・契約担当部局
熊本県土木部河川港湾局河川課河川開発室
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること
業務内容に関すること
熊本県市房ダム管理所
電話番号 0966-44-0304
ファックス番号 0966-44-0659
発注・契約に関すること
熊本県土木部河川港湾局河川課河川開発室
電話番号 096-333-2510
ファックス番号 096-382-3277
- イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Consignment（調達する役務の名称、数量）
Temporary business office of ichifusa dam
- (2) Date and Place for tender:（入札期日）
Date: October 11, 2016, 10:00am
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division(熊本県出納局管理調達課)
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract（担当部局名称、連絡先）
River Management Division
River and Harbor Administration Bureau
Department of Civil Engineering
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuoku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2510
- (4) Other（その他）
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第539号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成28年8月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称
三角港波多マリーナ（以下「マリーナ」という。）
- (2) 場所
宇城市三角町波多字郷開2864番地115
- (3) 施設の規模等
浮棧橋3基
駐車場面積 1,823平方メートル
- (4) 施設の概要
長期使用浮棧橋2基、短期使用浮棧橋1基、入退場管理システム1式、防犯カメラ設備1式、駐車場、管理棟1棟、浄化槽1槽

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の利用調整及び管理に関する業務
- (2) 施設の使用の許可に関する業務
- (3) 施設の維持に関する業務
- (4) その他指定管理者が港湾の管理上必要と認める業務

3 指定管理者の指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

4 参加資格

- 次の要件の全てを満たす法人その他の団体であること。
- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 県内に事業所を有すること。
 - (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (7) 貸金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

5 申請の手続

(1) 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出すること。

- ア 指定管理者指定申請書
イ 事業計画書及び収支予算書
ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者の場合を除く。）
ク 納税証明書
（ア）法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
（イ）熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者については、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
ケ 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
コ グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
サ 「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、熊本県が実施する暴力団との関係の確認に関するの申立書
シ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書の提出先

熊本県土木部河川港湾局港湾課（県庁行政棟本館12階）
〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2515 FAX 096-387-2461

(3) 提出期間

平成28年8月30日（火）から平成28年9月30日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。郵送の場合は、書留郵便

- により平成28年9月30日（金）の午後5時までには必着すること。
 ※電子メール及びファクシミリでの提出は、認めない。
- (4) 提出部数
 正本1部、副本9部
- 6 指定管理候補者の選定
 平成28年10月以降に開催予定の指定管理候補者選考委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選考委員会の指定管理候補者の選考意見とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付
 5の(2)に定める場所で、平成28年8月30日（火）から9月30日（金）までの間に、交付する。
- 8 説明会
 (1) 日時
 平成28年9月6日（火）午前10時
 (2) 場所
 マリーナ管理棟内
 (3) その他
 説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の(2)に定める提出先へあらかじめ連絡すること。
- 9 留意事項
 (1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限等を守らなかったとき。
 イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 エ オ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 オ その他指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
 (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため複写する。
 (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
 (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
 (2) 指定管理候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
 (3) 利用料金収入は、マリーナの維持管理に係る経費に充てる。
 (4) 指定管理者は、指定期間中における各事業年度（4月1日から翌年3月31日までを一事業年度とする。）終了後において、468千円又は剰余金（各事業年度の総収入額が当該事業年度の総支出額を超える場合におけるその超える部分の金額）から消費税額を除いた額の50%に相当する額のいずれか高い額を、県に納付するものとする。
 (5) 問合せ先
 5の(2)に同じ。

熊本県公告第540号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成28年8月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1290号	消石灰	60.0消生石灰	アルカリ分 : 60.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	岩崎工業株式会社 熊本県玉名郡玉東町大字稲佐301	平成34年9月9日
熊本県肥第1154号	炭酸カルシウム肥料	10.0苦土石灰	アルカリ分 : 55.0 可溶性苦土 : 10.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公	岩崎工業株式会社 熊本県玉名郡玉東町大字稲佐3	平成34年9月18日

				定規格のとおり	01	
熊本県肥 第26号	炭酸カ ルシウ ム肥料	炭酸カ ルシウ ム肥料	アルカリ分 : 53.0	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり	01	岩崎工業株式会 社 熊本県玉名郡玉 東町大字稲佐3 01 平成34年 9月19日

登載依頼

有明海自動車航送船組合告示第3号

有明海自動車航送船組合議会平成28年第2回定例会を平成28年9月6日午後1時
熊本市に招集する。
平成28年8月30日

有明海自動車航送船組合
管 理 者 川崎 邦宏

熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

平成28年度第1回熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとお
り開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
平成28年8月30日

熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
平成28年9月13日（火）午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県庁本館5階 審議会室
- 3 議題
(1) 救急告示医療機関の認定について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のう
え、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局（熊本県健康福祉部健康局医療
政策課）
（電話096-333-2246）

熊本県環境審議会鳥獣部会公告第1号

平成28年度熊本県環境審議会第1回鳥獣部会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。
平成28年8月30日

熊本県環境審議会鳥獣部会部会長 阿 部 正 喜

- 1 開催日時
平成28年9月8日（木） 午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館13階 展望会議室
- 3 議題
(1) 第11次鳥獣保護管理事業計画の変更について
(2) 第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（ニホンジカ）の変更について
(3) 北向山鳥獣保護区北向山特別保護地区の指定の変更について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに当会議の会場において、受付のうえ、事務局の指示に従い会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、会場にて午後1時00分から先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境局自然保護課
(電話096-333-2275)